

合意書

株式会社ニューオリンピッククラブ（以下、甲という）、適格消費者団体 特定非営利法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、甲の「ニューオリンピッククラブ乗馬教室規約」の下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、消費者との間で、乗馬教室契約を締結するに際し、下記の趣旨の意思表示を行わないことを約束する。

- 入会金（入学金）及び授業料について、解約の時期にかかわらず、全額を返還しないとする意思表示。
- 割賦金の支払が支払期日に遅れたときは、年率14.6%を超える遅延損害金を求める旨の意思表示。
- 乗馬教室の騎乗中の事故について、応急処置を除き騎乗者傷害保険以外の責任を負わないとする意思表示。

第2条 甲は、前掲第1条の趣旨の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄すること。

第3条 甲は、自らの従業員に対し、前掲第1条記載の趣旨の意思表示を行わないように、また前掲第1条の趣旨を記載した書面を破棄すべきことを周知徹底させる措置をとること。

第4条 甲が前掲第1条ないし第3条に違背したことが判明した場合は、甲及び乙は次の処置をとるものとする。

- (1) 再発防止の為、甲は違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。
- (2) 乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第5条 乙が本合意書の履行内容を確認する為、甲に対してその確認のため

の協力を求めたときには、甲は、その時契約に際して使用している書面等の提供その他必要な協力を行うものとする。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2018年7月31日

甲) 千葉県山武郡芝山町宝馬21番地5
株式会社ニューオリンピッククラブ
代表取締役 渡邊 義男

乙) 東京都千代田区六番町15プラザエフ6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝